

各特定飼養等施設の詳細

1. 「おり型施設等」とは、おり型又は網室型の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
 - イ 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬をすることができないものであること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあつては、この限りではない。
 - ロ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - ハ おり型の施設にあつてはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあつては網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることのできないものであること。
 - ニ 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあつては、この限りでない。
 - ホ ニの出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。
 - ヘ 給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
 - ト 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
2. 「擁壁式施設等」とは、擁壁式、空堀式又は柵式の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
 - イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - ロ 擁壁式又は空堀式の施設にあつては、特定外来生物の逸出を防止するため、その壁面は平滑であり、かつ、十分な高さを有すること。
 - ハ 柵式の施設にあつては、特定外来生物の逸出を防止するための返し、電気柵等の設備を有し、かつ、十分な高さを有すること。
 - ニ 柵式の施設にあつては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることができないものであること。
 - ホ 電気柵を設ける場合にあつては、停電時に直ちに作動できる発電機その他の設備が設けられていること。
 - ヘ 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、特定外来生物の逸出を容易

にする樹木、構造物等がないこと。

- ト 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
- チ トの出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。
- リ 給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
- ヌ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

3. 「移動用施設」とは、特定外来生物の運搬の用に供することができる施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
- ロ 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。
- ハ 開口部のふた、戸等については、飼養等をする特定外来生物の体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、施錠以外の方法で、特定外来生物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。
- ニ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ及び構造であること。
- ホ 閉じることができる箱、袋等の二次囲いに収納して運搬可能であること。ただし、施設が活魚運搬車である場合にあっては、この限りでない。

4. 「水槽型施設等」とは、水槽又はこれに類する施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- イ 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬をすることができないものであること。ただし、野外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
- ロ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
- ハ 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。ただし、条鰭亜綱に属する特定外来生物に

係る施設であって、水槽の壁面が十分な高さを有し、特定外来生物が逸出するおそれのない場合又は屋外から隔離できる室内に常置する場合は、この限りでない。

- ニ 開口部のふた、戸等については、飼養等をする特定外来生物の体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合であって、施錠以外の方法で、特定外来生物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。
- ホ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ又は構造であること。
- ヘ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

5. 「屋内栽培施設」とは、屋内において植物を栽培するための施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- イ 飼養等の許可を受けた者の管理下でない外部の者が自由に当該施設に立ち入ることができないよう、施錠設備の設置等の立入防止の措置が講じられていること。
- ロ 振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
- ハ 飼養等をする特定外来生物の性質に応じて、特定外来生物が当該施設から外部に逸出するおそれのない構造であること。
- ニ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。